

人口	2,008人	世帯数	1,103世帯
男	2,065人		(53.9.30現在)
女	4,073人		

川 報 廣

発行 肱川町広報委員会 第66号

お誕生おめでとう
ごさいます

荻野尾 和氣庄太郎さん 三女 早苗ちゃん
久保 大田 秀雄さん 長女 章江ちゃん
中居谷 村田 忠司さん 三女 志麻ちゃん
中居谷 楳野 利光さん 長女 沙織ちゃん
中野 曾根 和儀さん 長女 美穂子ちゃん
中居谷 吉田 博和さん 二女 恵ちゃん
共栄 藏田 幸典さん 長男 武嗣ちゃん

ごめいふくを
お祈りいたします

大平 山本 福見さん
月の尾 山内イツエさん
敷水 兼下シケノさん
広常 富永修一郎さん
協生 沖田アイノさん
小薮 奥野ツエヲさん
柳 増田恵美子さん

みんなので住みよい

地域づくりを

肱川町生活環境保全条例を制定

澄みきった川に緑の山々が映え、青空が目にしみるような日本晴れの毎日が続いています。

「山紫水明」の地とは、まさに肱川町の自然をあらわしている言葉のようです。しかし、このような美しい自然の中で生活している私達の周囲でも、所によっては昔より住みぬくい環境になったと嘆いて嘆いている人もあります。

昭和四八年から、肱川町独自の運動として、「生活環境をよくする町民運動」略して「大切に」運動が五年間も続いているのに、今でも、ゴミを川端等に捨てる人があったり、

畜産による糞尿の処理がまだ不十分な人がいるため、隣近所の人ががまんして暮らさねばならなくなったり、澄みきって見える川の水も、検査してみると大腸菌がいっぱいいて、泳ぎも出来なくなったり、深夜の騒音でなやまされる人があったり、等々小さいながらも、色々な面で昔より住みぬくい環境になったというわけです。

確かに、生活環境の面だけを取ってみると、昔より住みぬくい地域もあるようですが、これは高度経済成長時代の、まず金もうけが第一で、そのためには、多少、生活環境や自然が破壊されても止むを得ない、隣

近所も少々のことではがまんすべきだという風潮がまだ多少残っているためではないでしょうか。

或いは、まだ隣近所に気兼ねをするだけのゆとりができていないということかも知れません。

いざれにしても、今は、生活優先の時代になって来ました。

金をもうけても、隣近所に不愉快な思いをさせない工夫を、第一に考えながらもうけなければならぬ時代というわけです。

このような時代の流れにそって町では、「肱川町生活環境保全条例」を九月定例議会に提出し、万場一致で可決されました。今月はその条例の内容について御紹介致します。

この条例の真のねらいは、町と事業者と住民の三者が一体となって、お互いに率直な意見を交換しながら健康で住みよい環境づくりを考えていこうということにあることを念頭において読んで下されば幸いです。

一、汚水、糞尿等を排出し、或いは騒音を発する等の施設及び廃棄物等の不法投棄の規制に関すること。

二、環境保全についての啓発、知識の普及に関すること。

三、環境保全のための施設の整備についての指導助言に関すること。

四、環境保全状況を把握するために必要な監視及び測定に関する事、の諸施策を実施する。

町長は、環境保全対策審議会の意見を聞いて、住民の生活環境が著しくそこなわれるおそれがあると思われれる施設に対しては、改善勧告をすることが出来る。

もしも勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて施設等の改善を命じることが出来る。

ゴミ、粗大ゴミ、燃えがら、汚でい等いわゆる廃棄物を不法に河川、公共の場所に捨てた者に対しては、期限を定めて廃棄物の除去を命じることが出来る。

改善勧告又は改善命令を受け、若しくは廃棄物の除去を命ぜられたにもかかわらず、改善をしない者に対しては、三万円以下の罰金に処する。

また、町長は改善勧告を受けたものに対して、期限を定めて改善計画の実施状況を、その他必要な事項について報告を求めなければならない。

この報告を求められても報告をせず、またその報告をした者、あるいは立入検査を拒否した者には一万円以下の罰金に処する。

審議会の委員は、学識経験者、公共団体等の代表者および住民代表で構成し、委員は一〇人以上で町長が任命する。

審議会は、環境保全に対する住民からの苦情及び陳情などについて、公平適切な処理を図るため、生活環境が著しくそこなわれるおそれがあると認められ施設等の所有者に対して、施設の改善を勧告するように、と町長に進言することが出来る。

改善勧告又は改善命令を受け、若しくは廃棄物の除去を命ぜられたにもかかわらず、改善をしない者に対しては、三万円以下の罰金に処する。

また、町長は改善勧告を受けたものに対して、期限を定めて改善計画の実施状況を、その他必要な事項について報告を求めなければならない。

この報告を求められても報告をせず、またその報告をした者、あるいは立入検査を拒否した者には一万円以下の罰金に処する。

審議会の委員は、学識経験者、公共団体等の代表者および住民代表で構成し、委員は一〇人以上で町長が任命する。

審議会は、環境保全に対する住民からの苦情及び陳情などについて、公平適切な処理を図るため、生活環境が著しくそこなわれるおそれがあると認められ施設等の所有者に対して、施設の改善を勧告するように、と町長に進言することが出来る。

三勝二敗で郡大会第二位。肱川男子バレーは健在。県大会での健闘を期待。

(%A代議士演説会)
「素人とは思えん、浄瑠璃もうまいし、人形もよう遣うなあ」と観客席。大谷文楽が「恋娘苦八丈白木屋の段」の斬新な外題で参加し大好評。座員二十名がチームワークを維持するのは苦労も多い。かけがえのない古典芸能の灯をいつまでも

(%文楽合同公演)
好き嫌いなしに何でも食べます。まだ自分の歯がありません。牛のこい、お茶わかし、風呂わかしも手伝っております。(長田トクヨさん99才を県知事代理が記念品をもって訪問)

○名食の型には、無口の食卓、陰口の食卓、行儀のこぼかりの作法型、小言の食卓、テレビをつけたままの食卓、笑いの食卓がある。さてあなたの御家庭は。

(%岩谷家庭教育学級)

条例のあらまし

(目的)

住民が健康で文化的な生活を確保するために、町、事業者が一緒になって公害防止に関する責務を明らかにし、公害防止の基となる事項を決めることにより、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

○町の責務

町は国及び県の環境保全に関する施策と一緒に、この条例にさだめる施策を講ずることにより、良好な生活環境の保全に努めなければならない。

○住民の責務

住民は町の行う施策に協力しなければならない。

(基本的施策)

環境保全のための施策として、



路肩に放置されている廃車

○かたよらぬ心、こだわらぬ心、とらわれぬ心、広く広くもつと広く、これが般若心経空の心なり。

お四国学級、第一期生、四十二名が八十八ヶ所を元気に巡拝して卒業。土在窪川では農家の玄関に立ち、胸をどきどきさせ、生れて初めてお遍路托鉢を実習。

(%/%高知)
○「あの国道、橋、トンネル保養センター、青年の家、どの事業にも精力を注いだ私の魂がこもっている……」われわれも、自分の仕事には精魂をこめよう。

(%A代議士演説会)
○三勝二敗で郡大会第二位。肱川男子バレーは健在。県大会での健闘を期待。

(%県民体育祭郡大会)
○「素人とは思えん、浄瑠璃もうまいし、人形もよう遣うなあ」と観客席。大谷文楽が「恋娘苦八丈白木屋の段」の斬新な外題で参加し大好評。座員二十名がチームワークを維持するのは苦労も多い。かけがえのない古典芸能の灯をいつまでも

(%文楽合同公演)
○好き嫌いなしに何でも食べます。まだ自分の歯がありません。牛のこい、お茶わかし、風呂わかしも手伝っております。(長田トクヨさん99才を県知事代理が記念品をもって訪問)

○名食の型には、無口の食卓、陰口の食卓、行儀のこぼかりの作法型、小言の食卓、テレビをつけたままの食卓、笑いの食卓がある。さてあなたの御家庭は。

(%岩谷家庭教育学級)



すぐ横にゴミカゴがあるのにノ

環境保全のための施策として、

条約のあらましについては先に述べましたので、内容について少しつけくわえてみましょう。

◎事業者が気をつけなければならぬことは、事業をする事によって出される例えは砕石場とか、畜産施設、加工場等からの汚水、また、家畜の糞尿、粗大ゴミ、ゴミ、燃えがら、汚水等を河川や公共の場所にすてないよう、また、その廃棄物等が河川等に流れこまないよう必要な施設を作るとともに、これらの施設が適正に管理され汚染が防止されるようつとめること。

また、夜間における騒音の防止、悪臭を発生する施設

等の改善など地域住民の環境保全につとめなければならぬということが義務づけられています。

◎住民が気をつけなければならぬことを具体的に言ってみますと

生活様式の変化によつて尿浄化槽が普及し、河川の汚染にもつながっているので、年に一回は必ず浄化槽の清掃を行うこと。

一人一人が汚染源を作らない、物を不法投棄しない、川へ物を流さない、ということになるかと思えます。

このようにお互が注意して、私たちの町を今以上に美しくするようお互いに心がけようではありませんか。

豊かな水を

あなたの家へ

中央簡易水道事業

総工費二億円余りで計画しております中央簡易水道事業は、去る七月一五日に入札を行い、同二七日から各工区とも来年三月末の完成をめざして、着工いたしております。

この事業は、現在の鹿野川簡易水道給水区以外に、硯、大和、小藪、京造、月



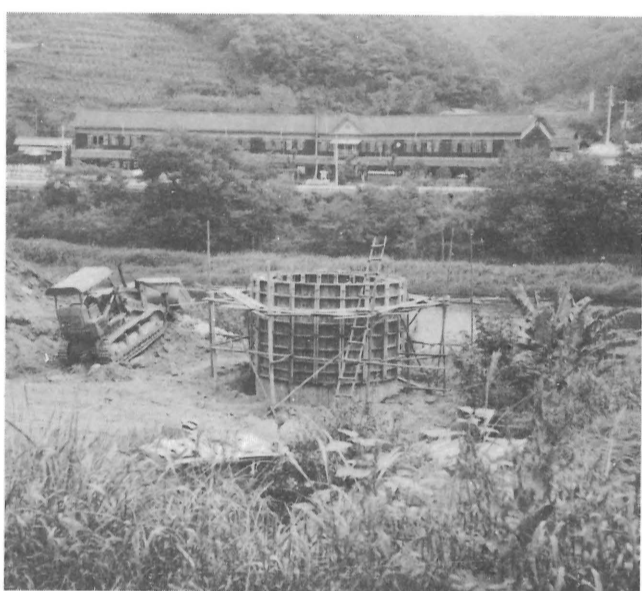
送水管布設工事 予子林工区 (大駄馬附近)

野尾、見の越、予子林の各地区を新しく給水区とする、町内では初めての大規模水道として、注目されております。

この水道が完成すると、五〇〇世帯一六〇〇人に、日量五〇〇トン余りの水が供給できるようになります。今後、当地区の日常生活及び産業の基盤として、大いに期待されております。

また、完全な管理のもとに供給される水は、伝染病の予防になり、豊富な水量は防火用水として役立てられます。

なお工事期間中は、通行止めなどで迷惑をかけることが、ご協力をお願いいたします。



水源池 中央工区 (中野部落)

◎工事進捗状況 (九月末現在)

○中央工区 (久保田建設) 工費 九、九〇〇万円 進捗率 二一・五%

○予子林工区 (西田興産) 工費 四、七五〇万円 進捗率 六三・五%

○小藪工区 (上田建設) 工費 四、四五〇万円 進捗率 五二・九%

改良工事進む町道白石線



改良された町道白石線

今年夏より、にわかには、声を大にして自然の森の宣伝が出来るよう、今年度と明年度の二ヶ年計画で改良工事を進めており、写真のように、逐次立派な道路に生れかわりつつあります。

この路線の改良工事を完了し、声を大にして自然の森の宣伝が出来るよう、今年度と明年度の二ヶ年計画で改良工事を進めており、写真のように、逐次立派な道路に生れかわりつつあります。

なお、県道大谷線についても、町の工事と並行して改良工事の促進がはかられております。

町政懇話会は、各団体との連絡協調をはかりながら町の振興に係るいろいろな問題を検討し、時代に合った計画の立案、事業の円滑な推進をはかることを重点に、各団体の長が三ヶ月に一回集まって開かれています。

メンバーは、町長、町議会議員、教育委員会委員長、

農業協同組合長、森林組合長、商工会長の六人で構成されています。

九月に開かれた懇話会では、農家高齢者創作館建設事業、新農業構造改善事業の協力体制、過疎林道の建設促進の経過などについて意見が交わされました。

各団体の長が集まって

“町政懇話会”を開催

一口医学

シヨックの手当と予防

車のドアに手をはさまれたり、足に物を落としたり、吐き気がすることがあります。これも軽いシヨックですが、さらにやけどや骨折、ひどい出血などの場合には、シヨックの状態がひどく、そのまま命を落とすこともあり得ますから、適切な応急処置が必要です。

シヨックが起きると、全身の血液の流れが急激に乱れ、体の各部分に酸素不足の状態がおこる。つまり、体の一部分が傷を負うと、体全体で反応をおこすのです。

その症状は、顔面蒼白、ひたひたや手足には冷や汗をかき、手足にさわると冷たく、脈は早く、しかも弱く、不明確になってきます。

吐き気やおう吐のあらわれ、呼吸が早くなって、くちびるや、ツメにチアノーゼがみられるようになります。

手当

負傷している人は平らに寝かせますが、頭部に外傷のない場合は、足のほうをやや高くして寝かせる方が脳への血行がよくなります。

体を冷やすとシヨックを悪化させるので、毛布、その他で包み、体温を逃さないようにします。

ただし保温が大切だからといって、たき火のごく近くであたためたりするのは避けましょう。

体の表面だけに血液を集めることになり、傷は大し悪くなるからです。

吐き気がある場合は顔を横向きにさせ、吐いたものがのどに詰まらないように気をつけましょう。

一方救急車に至急依頼して酸素吸入してもらいます。

予防

傷口を見たり、出血をみたりすると、患者は精神的な打撃を受けるので、傷口、出血などは患者に見せないこと。

できるだけ痛みや恐怖を与えないようにし、医師が来るまでの間は、傷は大し受けるなど不安感を取り除いてやりましょう。

大がよいか、小がよいか

選挙の豆知識 ③

▽選挙は、一定の区域を単位として行われ、一つの選挙について一つである場合と、二つ以上に分けて行う場合とがあります。分けた場合の区域を、選挙区といひます。

広い地域から議員を選挙する場合、区域を分けて選挙する方が、候補者をよく理解できますし選挙を行うにも便利だからです。

衆議院議員選挙では、全国を百三十の区域に分け(愛媛県では三つ)参議院(地方選出)議員の選挙では、都道府県ごとに選挙するようになっています。

▽県議会議員の選挙については、郡市の区域を選挙区としています。市町村議会議員選挙は、市町村の区域が原則ですが、条例で選挙区を設けている市町村もあります。

▽選挙区がある場合、どの選挙でも原則としては、その区域の人口に比例して定員が定められています。

▽ところで、近ごろ選挙区制が良いとか悪いとか、という議論がなされています。

小選挙区とは、一の選挙区から一人の議員が選出されるものをいい、一の選挙区から二人以上の議員が選出されるものを大選挙区といひます。わが国の衆議院議員選挙は一つの選挙区から三人～五人を選出する中選挙区制といひます。

▽ところで小選挙区制は、①選挙人と候補者が接触する機会が多く、選挙人は候補者の人物識見について理解しやすい、②同一政党内の同志討ちの弊害を防ぐ、③選挙運動が比較的容易で費用も少なくてすむ、④選挙を公営(行)うのに便利、という長所が考えられますが反面、①議員が地方的利益代表になりやすい、②投票が情実により左右されやすく、③少数意見が反映されにくい(死票が増える。)という短所も考えられます。大選挙区(中選挙区)制の長所、短所は、この逆であると考えて間違いありません。

一般会計補正予算

二千二百三十万円

九月定例町議会

九月定例町議会は、九月二十七日に招集されて、提出議案を原案どおり可決し、会期三日間で閉会した。

一般質問は五議員が行い、町長（一部）がこれに答えた。

一 教育長、建設課長

議決した議案

○教育委員会委員の任命について

中居谷部落の櫻田治男氏を、任期満了による再任に同意した。

○生活環境保全条例の制定について

自然と生活との調和をはかり、住民の福祉の向上に寄与するため、町、事業者、住民の責務を明確にし、町内における生活環境の保全に関し、必要な事項を定めたいものである。

○昭和五十三年度一般会計補正予算（第二号）

農業構造改善事業推進費七百五十万円、県単林道補助金七百五十万円、町道整備備員費金五百七十六万円、など二千二百三十万円を追加して、予算総額は九億二千二百五十四万六千円となった。

○老令者医療保障制度の抜本改革に関する意見書について

国民健康保険事業は、制度的に低所得者と老人を多くかかえており、老人医療費の激増、高額療養費の増大などによって、財政危機に直面しており、被保険者

の保険税負担も限界に近い状況である。

そこで老人医療保障は別建ての制度とするよう、政府、国会へ意見書の提出をすることにした。

なお老人クラブ連合会の役員多数が研修を兼ね傍聴された。

一般質問、議決した案件などの概要は次のとおりである。

の団体はやっていないし、元へ戻してはどうか。

答 県と同一歩調をとって、住民サービスのため実施してきた。現況は土曜日の午後の来庁者も少ないので、住民の意向を調査して結論をだしたい。

一般質問

税金の納付方法について

税金を毎月均等に納めることを、町民は希望している。改善してはどうか。

答 税金を納め易くするのは、当然で提言には賛成である。法的にも問題がないので、早速事務的な研究を行い準備ができ次第、町県民税、固定資産税、国民健康保険税の三税については、毎月均等納付の方法をとることにしたい。

一般財源の効率化について

町の一般財源の効率をよくするため、事業内容を検討して推進されたい。

答 町単独事業の希望であっても、国の補助事業で実施する方が、仕事もよく、地元負担の効率がよく、受益者に喜ばれるような場合は、関係者と話し合い補助事業で実施している。

役場の土曜勤務について

隔週々休二日制を実施して、土曜日は半数が交替

取付け、現在までに百五十基を設置した。一斉に取付けすることは不可能であるが、交通安全協の指導と運転者自らの事故防止に対する意識の高まりによって、事故をなくしていく考え方をもち、従来の方針でいく。

町内の医師確保について

医師を養成するとか、関係に協力を要請してはどうか。

答 医師の養成についてはそのような状況になったとき対応する。医師確保については、これから順次関係者に協力を要請していく。参考までにつけ加えると、来年度は予防医療の面から、保健婦を一名増員する計画をもっている。医療施設は協力者との関連もあるので、その時点で検討したい。

老人福祉対策について

高令者社会におけるきめこまかい老人福祉対策はどのようになっているか。

答 長寿を保つことは、人生の最大の喜びであり幸福である。豊かき、生きがい、うらおいのある余生を送られることを願っているが、これはすべての人間に言えることでもある。福祉は幅広いもので現在計画中の老人創作館（老人の家）もその一環である。町では福祉計画を立てているが、作成の段階で充分検討されたい。

水道事業について

全住民に安定的に生活用水を供給する水道は、どのような考え方で計画を立てられるのか。

答 町全体の水道事業計画を立てる準備をしている。これから事業を実施する

とところは、水源、地勢、受益者の状況など調査研究の上、関係者の協力を得て、順次推進していきたい。

中央簡易水道について

これからでも専門の現場監督者をつけてはどうか。

答 この事業は大きな工事であり、当初から慎重に検討した結果、監督者は建設課の職員三名が担当するのが最善の途と思っている。現在工事は五〇％を超える進捗率であり、中途から変更するつもりはない。

なお工事請負に関しては、従来と違って業者の責任施工が昭和五十二年度から明確になっているので、問題はないものと考えている。

米の生産調整奨励金について

米の生産調整推進の段階で指導上の問題があつて、奨励金に不満があるという。今後農家の協力如何によつては、農業関連補助事業に悪影響を及ぼすおそれがあるのではないか。

答 米の減反は好むべきではないが、農政の転換と受止めて関係農家の理解を得て、減反目標は達成した。調整奨励金に一部誤解があり計画加算金が上積みされることを考えている向もあるが、町においては制度上、計画加算金は該当しないこととははっきりしている。

農業委員会において協議を

町道等級見直しについて

社会情勢の変化に伴い昭和五十一年四月に町道等級認定したものを、適正な見直しをしてはどうか。

答 見直しの時期にきていと思う。

しかし見直しはいろいろな問題もあるので、議会と充分な意見交換と、意志疎通をはかり、町道等管理規程の見直しもしたいので、今暫らく研究することにした。

県道改良促進について

蔵川、大谷線の改良促進を強力に展開して、御在所森林総合案内所へバスの乗入れができるようにしてはどうか。

答 他の県道についても改良促進の陳情をしているが、この路線でも土木事務所関係者を施設へ案内し実情を話し、努力をしている。

特別なものは別とし、陳情にはすべてルールもあつて、余りこれを乱すのも問題があるので了解されたい。

町道改良について

滝山、奥小藪線の改良見直しと、一部舗装をすべくではないのか。

答 本線の改良工事は、県の代行で実施しているが、難工事力が多くいろいろ苦慮している。全線の改良完了は昭和六十年の見通しであるが、一年でも早く完了するため努力したい。

一部舗装については、沿線住民の苦勞を配慮し振興計画のなかで検討したい。

上広常、野仁山橋線に一部幅員の狭いところがあるが、この路線は国道改良の場合迂迴路になるので、支障のないよう改良をされたい。

答 振興計画検討の折、提言の趣旨を尊重し善処したい。

宅地造成について

鹿野川周辺宅地造成して、希望する町民へ実費で提供すれば、人口は増え町の発展につながるのではないか。

答 鹿野川周辺の宅地造成は是非必要である。関係者の協力を得て順次取組むことにしたい。

河辺川の流路変更について

河辺川の流路を変えて鹿野川へ宅地を造成することを提言したが、その後

の経過はどうなっているか。

答 このことは大きな課題であり、その後各方面へ話しかけ感触をたしかめている段階である。

学校給食について

ミカンジュースを最近だしているが、これによって給食料の引上げはないか。

答 三月から九月まで生ミカンのない時期に、ミカンジュースを週一回出すことにした。理由はビタミンCの補給と献立に変化をもたせるためである。これは余分なものでなく給食計画の枠内でやっており、これによって給食料の引上げはない。

町長行政報告

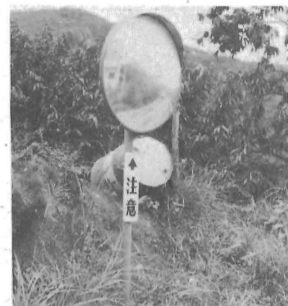
大洲地区広域消防事務組合加入について

近年の社会、生活環境の変化によって、広域消防の必要性を考慮して、河辺村と諮り、昭和五十四年四月一日発足を予定して、正式に加入申請をした。

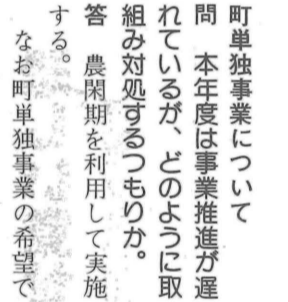
なお事務組合川上支所の建設予定地は、国道沿いを考えている。

○工事発注状況について

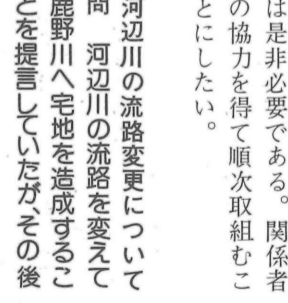
八月二十八日から九月十二日まで、町が発注した工事は、十件で八千二百四十九千円、関係団体分は五千二百六十四万八千円である。



この写真は、町単独事業の希望であるが、国の補助事業で実施する方が、仕事もよく、地元負担の効率がよく、受益者に喜ばれるような場合は、関係者と話し合い補助事業で実施している。



改良工事中の滝山・奥小藪線



鹿野川周辺の宅地造成



おしらせのページ

四年間で 一〇組がゴールイン

結婚相談員改選

農業委員会では、青年農業者が安心して、農業経営に専念出来る環境づくりの一環として、結婚相談所を開設しておりますが、このほど相談員の改選があり、農業委員さんの他次の通り新しい相談員さんが決まりました。

個人の秘密は厳守されまのでお気軽にご相談下さい。

- 岡 サエ子 (山穂部落)
- 水田シゲミ (広常)
- 兵頭 定雄 (森)
- 和気 幸三 (菟野尾)
- 帽子 達子 (上嵯峨谷)
- 東 松代 (柳)
- 宮田 静 (中津)
- 富永千世子 (上鹿野川)
- 今岡 安盛 (中野)

あなたは 加入していますか

まだ農業者年金に加入していない方は、老後のためにぜひ加入される事をおすすめします。

加入するには一定の条件があり、特例措置もでき

出稼に関する相談は

地域相談員へ

出稼労働者及び、その家族に対する相談活動を行うため、地域相談員が設置され、公共職業安定所等関係機関との密接な連携のもとに、出稼労働者の就労意向の把握、出稼労働者に対する求人情報の提供、留

◆心配ごと相談◆ “お気軽に相談所へ”

- ◎相談時間 各相談日とも9時～16時
- ◎相談場所 町公民館心配ごと相談室 (肱川町社会福祉協議会)

相談日	担当相談員
10月25日	坂本、兵頭
11月5日	下石、楠野、福田
11月15日	中野、堀尾
11月25日	谷本、佐久保

◎相談員の自宅相談も受付ます

町づくり役に役立っている

郵便局の簡保資金

今年度は郵政省が、昭和二八年に地方公共団体に対し簡保資金の貸付けを再開してから二五年目にあたりです。

また、大正五年に創業された「郵便局の簡保保険」は、本年十月で六二年をむかえ、約件数五、〇〇〇万件、契約保険金額三八兆円、保有資金量(簡保資金)は一〇兆円を超えました。

この簡保資金は、公道(道路事業他)三、二六〇万円

十一月は雇用保険 適用促進月間

昭和五〇年四月より施行された雇用保険法によって、労働者を一人でも雇用する事業所は、雇用保険に加入しなければならぬことになっております。(農林水産業の一部をのぞく)

現在管内では殆んどどの事業所が加入していますが、いまなお未加入事業所がありますので、本年は特に十一月を雇用保険適用促進月

母親学級

と き 十一月一日

と き 十一月一日

行政相談

と き 十一月五日

と き 十一月五日

乳児健康相談

と き 十一月一六日

と き 十一月一六日

恐しい覚せい剤

麻薬・覚せい剤撲滅運動 (10・11月)

最近、覚せい剤の乱用者が急増し、特に青少年、主婦、サラリーマン等一般の人達にも広がっています。

昨年、覚せい剤事犯で検挙された者は、全国で一四、七四一名、愛媛県では三二八名と、ますます増加の傾向にあります。

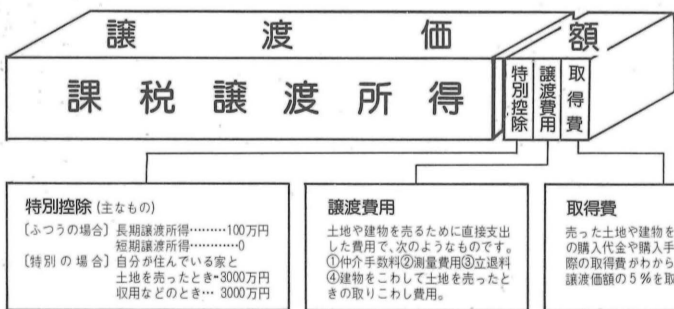
税金シリーズ⑨

土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、この譲渡所得に対して税金がかかります。

所得税は、原則として、その人の一年間のすべての所得を合計して税金を計算

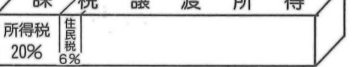
通常の譲渡所得と税額の計算方法は次のとおりです



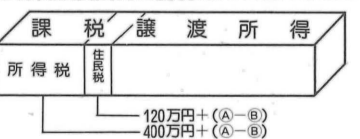
長期譲渡所得の税金の計算

昭和43年12月31日以前から持っていた土地や建物を売った場合です。

●課税譲渡所得が2000万円までのとき



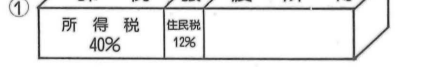
●課税譲渡所得が2000万円を超えるとき



短期譲渡所得の税金の計算

昭和44年1月1日以後に買った土地や建物を売った場合です。

①と②のどちらが多い額



② (C) - (D) × 110% (所得税、住民税それぞれについて計算します。)



その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差引いた額です。控除額は所得税と住民税で異なります。税率は役場税務係までお問い合わせください。



隣り組防犯 (お出かけは 一声かけて カギかけて)